

[JASA Member News 057 / 2021FY] ET & IoT2021オンライン、新型コロナ感染症対策、出勤者数の削減

1件のメッセージ

2021年11月25日 10:30

* このメールはJASA会員の連絡ご担当者様、ならびに受信ご希望者に送信しています。

JASA Member News 2021年度 057号をお届けいたします。

»» お手数ですが、ぜひ各記事のご担当者様への転送をお願いいたします ««

=====

1. ET & IoT 2021オンライン開催中！
2. 新型コロナウイルス感染症対策（変更）
3. 出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）

=====

» 『JASA Member News』 バックナンバー / 任意購読追加・削除は次のURLから

URL https://www.jasa.or.jp/archive/pr_archive/jasa-member-news/

» 『会員ビジネス情報』 会員のビジネス情報を外部発信！

URL <https://www.jasa.or.jp/members/member-news/>

=====

1. ET & IoT 2021オンライン開催中！

(JASA ET事業本部)

ET & IoT 2021のオンライン開催を12月3日（金）17時まで実施しています。

会場にお越しいただけなかった方、見逃しセッションや訪問できなかった方も是非オンラインにてご参加ください。

基調講演・テクニカルセッション・JASAセミナー等は、11月29日（月）より配信開始です！ 尚、オンライン視聴も登録が必要となります。

□ アクセス <https://www.jasa.or.jp/expo>

■ マイページログイン後のご利用方法に関して

- ① 「入場する」ボタンから
⇒出展製品動画の視聴、製品資料のダウンロードが可能
- ② 「視聴する」ボタンから
⇒リアルイベントで行われた一部セミナーの視聴

=====

2. 新型コロナウイルス感染症対策（変更）

(経済産業省 情報産業課)

令和3年11月19日付けで開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策について、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が決定（変更）されました。

つきましては、変更された基本的対処方針に基づき、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただ

くようにお願いいたします。

□ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

https://www.jasa.or.jp/dl/gov/20211125_1.pdf

□ 基本的対処方針の見直しのポイント（参考資料1）

https://www.jasa.or.jp/dl/gov/20211125_2.pdf

□ 基本的対処方針の見直しのポイント（参考資料2）

https://www.jasa.or.jp/dl/gov/20211125_3.pdf

=====

3. 出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）

（経済産業省 情報産業課）

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更され、出勤者数の削減について見直しが行われました。

具体的には、ワクチン接種の進展や中和抗体治療の普及により、出勤に伴う感染リスクは一定程度低減していると考えられる中で、出勤の在り方についても、経済社会活動との両立を考えていく必要があることを踏まえ、経済社会活動を継続できるようにするため、一律「7割」という出勤者数の削減を求めないこととされました。

今回上記の見直しが行われましたが、テレワークの活用等による出勤者数の削減については、感染拡大防止のための「新たな日常」に向けた取組として重要であり、引き続き、推進していく必要があります。

1 「緊急事態措置区域」である都道府県における取組

特定都道府県は、事業者に対して、（略）以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。

- ・職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、出勤者数の削減の目標を定め、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等の取組を推進すること。
- ・職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進すること。

2 「まん延防止等重点措置区域」である都道府県における取組

まん延防止等重点措置区域である都道府県においては、事業者に対して、（略）以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする

- ・人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進するとともに、接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤、自転車通勤等を強力に推進すること。

3 緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置「区域以外の都道府県」

緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の都道府県においては、以下の取組を行うものとする

- ・事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけること。

4 出勤者数の削減の実施状況に関する公表

- ・政府は、（略）経済団体に対し、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の削減の実施状況を各事業者が自ら積極的に公表し、取組を促進するよう要請するとともに、公表された情報の幅広い周知について、関連する事業者と連携して取り組む。
- =====

» 『会員向けメニュー』

<https://www.jasa.or.jp> (JASAホームページ最上段右手)

⇒ 会員限定サービス ⇒ 会員情報変更

⇒ 会員情報配信支援(JASAホームページ掲載/メール・SNS発信)

/_/_/_ 発信元 _/_/_

一般社団法人 組込みシステム技術協会

Email jasainfo@jasa.or.jp

Facebook: <https://www.facebook.com/Embedded>

Twitter: <https://twitter.com/JASA07057256>